

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	<p>附則</p> <p>この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。</p> <p>「条を削る。」</p> <p>「条を削る。」</p>						
改正前	<p>附則</p> <p>(適用時期)</p> <p>第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。</p> <p>第二条から第七条まで 削除</p> <p>(信用協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第八条 当分の間、第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下この条及び次条において「新信組告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第六項、第四百四十条第四項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="199 1146 395 1975"> <tr> <td data-bbox="347 1146 395 1406">第五十条第二項</td> <td data-bbox="300 1415 395 1684">標準的手法を採用する信用協同組合</td> <td data-bbox="300 1693 395 1975">標準的手法を採用する信用協同組合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1415 300 1684">掲げる信用協同組合等は、次の各号に掲げる信用協同組合</td> <td data-bbox="199 1693 300 1975">掲げる信用協同組合等は</td> <td></td> </tr> </table>	第五十条第二項	標準的手法を採用する信用協同組合	標準的手法を採用する信用協同組合	掲げる信用協同組合等は、次の各号に掲げる信用協同組合	掲げる信用協同組合等は	
第五十条第二項	標準的手法を採用する信用協同組合	標準的手法を採用する信用協同組合					
掲げる信用協同組合等は、次の各号に掲げる信用協同組合	掲げる信用協同組合等は						

	第五十条第三項	百三十二条第六項
<p>合等のいずれにも該当しない場合にあっては</p>	<p>標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない場合において</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合」と読み替えるものとする。</p>
<p>標準的手法を採用する信用協同組合等が</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合」と読み替えるものとする。</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合」と読み替えるものとする。</p>

	<p>等」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第百四十条第四項</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>
	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。</p>

第二百四十六条
の六第一項

同章（第五十条第
二項及び第三項を
除く。）の規定中

同章の規定中

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たって新信組告示第五十三条に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新信組告示第三百三十二条各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m / 10)}$$

T_m は、新信組告示第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージンを期間をいう。この場合において、回中「前項」とあるのは「附則第八条第二項」と、回中「回中」「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、内部格付手法を採用する信用協同組合等が、リテール向けエクスポージャーであって、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレー

ド・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

（信用協同組合等における適格中央清算機関に係る経過措置）

第九条 当分の間、新信組告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「旧信組告示」という。）第一条第七号の三に定めるところによる。

2 当分の間、新信組告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧信組告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。

「条を削る。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う信用協同組合等については、なお従前の例による。